

XX 憲法改正・安全保障法制

1 憲法問題に対する日弁連の体制

2013年頃から集団的自衛権行使容認への憲法解釈の見直しや、憲法改正に向けた積極的な動きが強まる中で、日弁連は、2014年2月の理事会において、憲法委員会(2001年2月設置)を改組し、会長を本部長とする憲法問題対策本部(以下「対策本部」という。)を理事会内本部として設置することを決定し、対策本部は同年3月から活動を開始した。

2 安全保障法制に関する取組

(1) 日弁連の見解

憲法第9条は、これまで現実政治との間で深刻な緊張関係を強いられながらも、自衛隊の組織・装備・活動等に対し大きな制約を及ぼし、海外における武力行使及び集団的自衛権の行使を禁止するなど、憲法規範として有効に機能してきた。

2014年7月1日になされた「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定(以下「7.1閣議決定」という。)は、集団的自衛権の行使を容認し、海外での自衛隊の武器使用と後方支援の権限拡大などを認めるものであり、日本国憲法の立憲主義の基本理念並びに憲法第9条等の恒久平和主義及び国民主権の基本原則に違反し違憲である。

そして、7.1閣議決定を受けて、2015年9月19日に制定された「平和安全法制整備法及び国際平和支援法」(以下「安全保障法制」という。)もまた、同様に日本国憲法に違反するものである(2013年5月31日「集団的自衛権の行使容認に反対する決議」、2014年9月18日「集団的自衛権の行使容認等に係る閣議決定に対する意見書」、2015年5月29日「安全保障法制等の法案に反対し、平和と人権及び立憲主義を守るための宣言」等)。

なお、この頃同時に行われていた「日米防衛協力のための指針」の見直しでは、7.1閣議決定の内容に従って日本の武力行使が許容される場合における日米両政府の協力について検討が進められていた(2015年2月19日『「日米防衛協力のための指針」の見直しに関する中間報告』及びこれに基づく見直し

に対する意見書)。

(2) 集団的自衛権行使容認に反対する取組

① 7.1閣議決定の前は、シンポジウム「集団的自衛権と憲法—『積極的平和主義』を問う」(2014年4月10日)を開催し、全国52のすべての弁護士会と、8つのすべての弁護士会連合会が集団的自衛権行使容認に反対する決議等を探択し、全国各地の弁護士会会長等が、約110名の国会議員に対して、集団的自衛権行使容認に反対するよう要請活動を行った(6月20日)。

② 7.1閣議決定の後には、「集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定に抗議し撤回を求める会長声明」を発表し(7月1日)、弁護士と市民約600名が銀座に向けて集団的自衛権行使容認に反対するパレードを行った(7月17日)。集団的自衛権に関する会員の理解に役立つように、会内資料「集団的自衛権Q&A」も作成した(7月)。

第57回人権擁護大会(10月3日・函館)では、柳澤協二氏(元内閣官房副長官補)による日本の安全保障・民主主義に関する講演と、直近の情勢や弁護士会の取組について特別報告が行われた。

10月8日には、日比谷野外音楽堂にて「閣議決定撤回! 憲法違反の集団的自衛権行使に反対する10・8日比谷野音大集会&パレード」(日弁連主催)が開催された。弁護士・市民等の集会参加者は約3,000名に達し、野党の国会議員も参加した。集会では、元内閣法制局長官、学者、市民等によるリレートークが行われ、集会終了後、日弁連会長や理事を先頭に横断幕を広げ、それに続いて各地の弁護士会の幟などを掲げながら市民とともに隊列を作り、閣議決定撤回等を訴えながら、日比谷野外音楽堂から東京電力前・銀座・数寄屋橋を経て鍛冶橋駐車場前までパレードを行った。

全国各地の弁護士会においても、数百人から数千人規模の集会が開催されるなど広がりを見せ、7.1閣議決定の撤回を求める内容のチラシやポケットティッシュも配布しながら、街頭宣伝も旺盛に行われた。

また、7.1閣議決定の撤回を求める取組とともに、市民に憲法の理解を広げる取組として、中学生を対象とした夏休み親子憲法セミナー「池上彰

さんと一緒に考えよう そうだったのか！憲法そして平和」を開催した（8月27日）。このイベントは、全国の弁護士会とテレビ中継で結んだところ、約500名が参加した。

- ③ 安全保障法制改定法案の閣議決定（2015年5月14日）後は、日弁連は、会長声明、定期総会決議、理事会決議、意見書等で再三にわたり安全保障法制改定法案が立憲主義等に反している旨の意見を表明してきた。安全保障法制に対しても、全国52のすべての弁護士会と、8つのすべての弁護士会連合会で反対の会長声明や決議等を公表した。

全国の弁護士会は、安全保障法制改定法案に反対するシンポジウムや街頭宣伝等を数多く開催した。屋内でのシンポジウムだけでなく、野外での集会、パレード、街頭宣伝を実施した弁護士会も多くあった。数百名、更には数千名を超え、過去最高の参加者を集めたイベントもあった。また、歴代会長が連名で声明を公表するなど、創意工夫に満ちた取組が行われた。

8月26日には、日比谷野外音楽堂において「安保法案廃案へ！立憲主義を守り抜く大集会＆パレード～法曹・学者・学生・市民総結集！～」（日弁連主催）が開催され、全国から4,000名を超える弁護士や市民らが参加した。集会後は国会方面への要請行動も行った。また、この日は集会に先立ち、「安全保障関連法案に反対する学者の会」とともに、約300名規模の共同記者会見を行った。ここには、元最高裁判事、元内閣法制局長官、歴代日弁連会長、全国52の弁護士会関係者等の法曹関係者と、全国100以上の大学の研究者などが参加した。このような取組は日弁連として初めてのことであり、メディアの注目も浴び、立憲主義擁護の声を大いに発信できた。

「集团的自衛権行使容認に反対する全国一斉行動～日弁連キャラバン月間～」（2014年12月から2015年4月）とそれに続く「安全保障法制の国会審議に向けた一斉行動」（2015年5月から第189回国会が閉会されるまでの間）の一環として、「集团的自衛権の行使等を容認する閣議決定を撤回し関連法律の改正等を行わないことを強く求める請願署名」を実施し、当初の目標数である15万

筆を大きく上回る38万7,220筆を集めることができた。

7月24日には読売新聞と朝日新聞、同月26日には日本経済新聞の全国版に意見広告を掲載し、安全保障法制改正法案が憲法違反であることを訴える活動も行った。この意見広告は好評であり、その後、弁護士会が独自に地方紙に掲載したり、市民団体の機関誌への掲載依頼が寄せられたりするという反響もあった。

国会議員に対する要請活動についても積極的に取り組んできた。6月19日には日弁連の全理事が、8月26日には対策本部の委員を中心に国会議員への集中的な要請活動を行った。それ以外にも、全国の弁護士会で与党議員も含めた国会議員へのロビー活動を行った。6月から8月にかけて院内学習会を3回開催し、いずれも30名を超える国会議員の参加があった。講師には、国会審議の状況や国会議員の問題関心に合わせて、元内閣官房副長官補、憲法学者、元最高裁判事、国際法学者といった多様な講師を招いた。また、1回目には自民党議員も参加して発言し、2回目には野党党首が一堂に会することでメディアの注目も浴びた。

国会審議を中心に対応するために臨時に2名の嘱託弁護士を配置し、国会審議の内容をリアルタイムでフォローし論点一覧表や問題点を整理したメモを基に、国会議員へのロビー活動も行った。

このように、日弁連及び全国の弁護士会が一致団結し、国民と連携しながら、歴史に残る大規模な、そして創意工夫に満ちた取組を旺盛に展開してきた。

④ 安全保障法制制定後の取組

安全保障法制改正案は、2015年9月19日、参議院本会議で採決された。これに対し、日弁連は、同日、「安全保障法制改定法案の採決に抗議する会長声明」において、立憲民主主義国家としてのわが国の歴史に大きな汚点を残したものであり、強く抗議するとともに、今後も国民・市民とともに、戦後70年間継続したわが国の平和国家としての有り様を堅持すべく、改正された各法律及び国際平和支援法の適用・運用に反対し、更にはその廃

止・改正に向けた取組を行う決意を表明した。

その後も2016年には、5月27日の定期総会において「安保法制に反対し、立憲主義・民主主義を回復するための宣言」を採択し、9月19日には「安保法制採決から1年を迎え、改めて安保法制の適用・運用に反対し、廃止を求める会長談話」を公表したことに加え、第59回人権擁護大会(10月7日・福井)では、「憲法の恒久平和主義を堅持し、立憲主義・民主主義を回復するための宣言」を採択した。

このように、日弁連は、安全保障法制制定後もその運用・適用に反対し、更にはその廃止・改正に向けた取組を継続的に行っている。

3 憲法改正に関する取組

(1) 自民党憲法改正草案に対して

日弁連は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという弁護士使命(弁護士法第1条1項)に照らして、「立憲主義の理念が堅持され、国民主権・基本的人権の尊重・恒久平和主義など日本国憲法の基本原理が尊重されることを求める」という立場(第48回人権擁護大会(2005年11月11日・鳥取)で採択された「立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言」)から、自民党憲法改正草案に対して、次の4つの意見を表明してきた。

- ① 2013年3月14日「憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書」
- ② 2013年10月4日「恒久平和主義、基本的人権の意義を確認し、『国防軍』の創設に反対する決議」
- ③ 2014年2月20日「日本国憲法の基本的人権尊重の基本原理を否定し、『公益及び公の秩序』条項により基本的人権を制約することに反対する意見書」
- ④ 2017年2月17日「日本国憲法に緊急事態条項(国家緊急権)を創設することに反対する意見書」

(2) 自民党「条文イメージ(たたき台素案)」に対して

2018年3月、自民党憲法改正推進本部が公表した憲法改正に関する「条文イメージ(たたき台素案)」のうち自衛隊に関するものは、憲法第9条1項及び2項を維持した上で、「前条の規定は、我が国の平

和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、…自衛隊を保持する。」などの内容の憲法第9条の2を創設するというものである。

政府は、国連南スーダン共和国ミッションにPKOとして派遣されている自衛隊に対して、いわゆる駆け付け警護の任務を付与するなど、憲法違反とされた安全保障法制に基づく自衛隊の活動が既成事実化されつつあり(2016年11月17日「南スーダンPKOへの新たな任務付与に対する会長声明」)、その自衛隊の存在を憲法に明記しようという憲法第9条改正論議が活発化しつつある。

そのような状況の下で、弁護士ないし弁護士会には、立憲主義の理念が堅持され、国民主権・基本的人権の尊重・恒久平和主義など日本国憲法の基本原理が尊重されることを求めるという立場から、安全保障法制や憲法改正論議の問題点を市民に伝えていく役割がますます期待されている(2018年5月25日「憲法9条の改正論議に対し、立憲主義を堅持し、恒久平和主義の尊重を求める立場から課題ないしは問題を提起するとともに、憲法改正手続法の見直しを求める決議」)。

4 その他の取組

日弁連は、1950年の第1回定期総会における「平和宣言」をはじめとして、総会及び人権擁護大会において、核兵器の廃絶を求めて宣言・決議を重ねてきた。日弁連は1954年に核兵器廃絶宣言をし、1978年には「核兵器使用禁止条約案」を取りまとめ、当時のワルトハイム国連事務総長に提出するなど、国際社会に対しても核兵器廃絶に向けた取組を続けてきた。

2017年3月27日から同月31日まで、核兵器のない世界の達成と維持に向けて、核兵器を禁止しそれらの全面的廃棄に導く法的拘束力ある文書(核兵器禁止条約)の制定に向けた国連会議(ニューヨーク国連本部)の第1会期が開催された。

この会議は、核兵器のない世界を国際法規範として確立することを目的に史上初めて開催された画期的なものであり、日弁連からも2名の代表団を派遣した。同年6月6日には『核兵器禁止条約』の早期